

ヴィアティン三重支援持株会 規約

第1章 総 則

第1条 (名 称)

1. この会は、ヴィアティン三重支援持株会(以下、「本会」という)と称する。
2. 本会は、民法第667条第1項の規定にもとづく組合とする。

第2条 (事務局)

1. 本会は、株式会社ヴィアティン三重ファミリークラブ(以下「会社」という)内に事務局を置く。
2. 本会と会社との「覚書」にもとづき、理事長の決定により本会の事務を会社へ委嘱することができる。

第3条 (目 的)

本会は、個人、団体及び法人から広く資金を募り、会社へ出資することにより、会社が保有・運営するプロサッカーチーム・ヴィアティン三重を積極的に支援する。またヴィアティン三重が市民に愛され、Jリーグの理念に沿い、地域におけるスポーツ文化の振興に貢献する活動を推進できるよう援助を行う。

第4条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するため、本規約の定めるところにより、入会を認められた個人、団体及び法人を会員とし、これらの会員の拠出する金銭をもって株式を購入し、当該株式にかかわる権利保全のための一切の業務を行う。

第2章 会 員

第5条 (会 員 資 格)

本会の会員は、サッカーチームヴィアティン三重を応援する個人、団体及び法人をもって構成する。

第6条 (入 会)

1. 本会に入会を希望する個人、団体及び法人は、理事長宛に所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。
2. 入会を承認された会員は、申し込み口数に応じた金銭を本会へ拠出することにより、本会に入会することができる。
3. 第1項及び第2項をもって、会員間の組合契約(民法第667条第1項)の締結があったものとみなす。

第7条 (拠出金)

1. 会員は、第6条第2項の拠出金を本会への出資として拠出する。
2. 拠出金は1口 10,000円とする。

3. 拠出金の範囲は、最低1口から最高100口とする。

第3章 権利と義務

第8条 (株式の購入)

1. 本会は、会社が増資を行う時期において、会員の拠出金（以下、「株式購入資金」という）をもって、第三者割当増資もしくは公募増資により発行された新株式を本会が会社から取得する。
2. 株式購入資金のうえ、1株の売買代金または発行価格に満たない部分（以下、「残金」という）については、次回の株式購入資金等に充当することとする。
3. 本会が保有又は取得する株式は、以下の内容を主たる内容とする種類株式（以下、「甲種株式」という）とし、本会が保有又は取得する株式であって、甲種株式と異なる内容を有するものについては、甲種株式に変更するものとし、かかる変更に必要な一切の手續等を行うことを本会の理事長に委任する。

(甲種株式)

- 一. 甲種株式を有する株主は、株主総会において一切の議決権を有しない。

第9条 (理事長への委託)

会員は、前条により購入した株式に関わる持分を権利保全等の目的をもって理事長に信託し、理事長はこれを受託する。

第10条 (配当金等の取扱い)

前条により理事長に信託された株式（以下、「信託株式」という）にかかわる配当金、中間配当金、分割株式等の果実は、信託財産に帰属し、会員には分配されない。

第11条 (配当金の再投資)

会員は、信託株式にかかわる配当金及び中間配当金を本会への出資として拠出し、これを株式の購入に充当する。購入方法は第8条に準ずる。

第12条 (会員の持分)

本会は、次の要領で算出した株式数及び残金を各会員の持分として会員別名簿に登録する。

- (1) 第8条第1項により購入した株式については、当該購入時における各会員の拠出金額に応ずる株式数とする。ただし、少数第4位以下は切り捨てるものとする。切り捨てられた端数の合計は、次回購入する株式に合算する。
- (2) 第8条第2項の残金については、株式購入直前の各会員の株式購入資金額に応じる金額を、各会員に帰属すべき残金として会員持分明細簿に登録する。この

場合、会員別残金の計算は円未満の端数を切り捨て、切り捨てられた端数の合計は、次回の株式購入資金に繰り入れる。

- (3) 第11条により購入する株式ならびに信託株式に関する株式分割については、当該株式取得効力発生日における各会員の登録された持分に応ずる株式数とする。

第13条（持分の譲渡・担保）

1. 会員は、前条により登録された自己の持分に関する権利を、理事長の承認を受けた場合に限り、第三者に譲渡することができる。ただし、第三者は第5条に定める会員資格を有するものとする。
2. 会員が自己の株式持分を譲渡する場合は、本会が定める指定の様式にしたがい、譲渡承認に関する書類を提出し、理事長の承認を受けなければならない。
3. 会員が持分の全部を他に譲渡した場合は、自動的に退会するものとする。なお、会員はやむを得ない事由があるときは退会することができる。その場合、自己の株式持分を他に譲渡する方法によるものとする。
4. 会員は、前条により登録された自己の持分に関する権利を担保に供することはできない。

第14条（残余財産）

本会の解散に伴う残余財産については、会員の希望があれば、本会への拠出金を限度として払い戻すことができる。希望する会員へ払い戻した後の残余財産については、解散に必要な経費を控除した残額全てを会社へ寄付するものとする。

第15条（会員別持分明細の通知）

1. 本会は会員に対し、年1回会員別持分明細を通知する。ただし、通知発送の日から1年を経過した日までの間に会員別持分明細簿に変更のない場合には、発送しないものとする。
2. 会員は、自己の持分、残金について本会に書面により照会することができる。

第16条（議決権の行使）

1. 信託株式に関わる議決権は、受託者である本会理事長がこれを行行使する。ただし、会員は各自の持分に相当する株式の議決権の行使について、本会に対し特別の指示を与えることができる。
2. 会社の株主総会に関する通知書その他書類・資料は、理事長受取り後、写しを本会事務局が保管し、開示を希望する会員の用に供する。

第4章 機 関

第17条(役員)

1. 本会に次の役員を置く。
 - ・理事長 1人
 - ・理事 3人以上
 - ・監事 1人以上
2. 理事及び監事は、会員の中から次の手続きにより選任する。
 - (1) 理事会は、任期満了の1ヶ月前までに次期役員の候補者を推薦し、理事長はこれを掲示板に掲示する。
 - (2) 前項の候補者に異議のある会員は、書面にて理事長にその旨申し出る。
 - (3) 第1号の掲示後2週間経過したとき、前号の異議が会員数の2分の1に満たない場合には、当該候補者は選任されたものとし、現役員の任期満了と同時に就任する。
 - (4) 第2号の異議が会員数の2分の1を超えた場合は、理事会は新たな候補者を推薦し、第1号乃至第3号の手続きをとるものとする。
3. 役員の任期は、就任の翌々年の4月末日までとする。ただし、任期満了時において前項第4号の手続きが進行中の場合、もしくはその他特別の事由により次期役員が選任されていない場合は、次期役員が選任されるまでの期間、任期を延長することができる。なお、再任を妨げない。
4. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。
5. 理事長は理事会の決定により理事の中から選任する。
6. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第18条(理事長)

1. 理事長は本会の業務を総理し、本会を代表する。

第19条(理事会)

1. 理事は理事会を構成し、本会の運営にあたる。
2. 理事長は、必要に応じて理事会を招集する。
3. 理事会は、次の事項を決定する。
 - ・本規約に基づき、理事会が決定すべきものとされた事項
 - ・本会の管理運営に関する事項(日常業務に属する事項を除く。)
 - ・役員の解任に関する事項

- ・ 理事長が理事会において議決すべきものと認めた事項
4. 理事会の議決は、理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数によって行う。

第 20 条 (監事)

1. 監事は理事の業務を監査する。
2. 監事は、必要と認めたときはいつでも、本会の業務の状況につき、理事長に報告を求めることができる。
3. 監事は、理事会に出席し意見を述べるることができる。

第 21 条 (報酬)

本会の役員は無報酬とする。

第 5 章 会計及び事務

第 22 条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月末日までとする。

第 23 条 (業務報告)

理事会は、毎年 1 月末日をもって過去 1 年間の業務の状況報告を作成し、監事の承認を得たのち、会員に報告するものとする。

第 24 条 (事務処理)

1. 本会の運営に必要な経費は、必要に応じ、会員が負担する。
2. 理事長は本会の運営に必要な経費が不足する場合には、理事会の承認を得た上で会員に対して負担に関する書面を通知し、期限を定めて会費を請求することが出来る。

第 25 条 (本会の所在地)

本会の所在地は、株式会社ヴィアティン三重ファミリークラブ本店内に置く。

第 6 章 規約の改訂

第 26 条 (規約の変更)

本規約の変更は、次の手続きによる。

- (1) 理事会は変更案を起案し、会員に書面にて通知する。

- (2) 前号の変更案に異議ある会員は、書面にて理事長に対し、その旨を申し出る。
- (3) 第1号の通知発信後2週間経過したとき、前号の異議が会員数の3分の1に満たない場合に当該変更案は効力を発生する。
- (4) 第2号の異議が会員数の3分の1以上の場合、理事会は当該変更案を修正のうえ、改めて第1号から第3号の手続きをとるものとする。

第7章 附 則

第27条（最初の事業年度）

本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成29年1月31日までとする。

第28条（施行日）

本規約は、平成28年2月2日から施行する。

以上